

## 第5回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 議事概要

### 1. 日時、場所等

日 時：令和元年11月22日（金） 15時30分から17時40分

場 所：第一ビル（津市羽所町345番地） 6階大会議室

### 2. 議事

#### （1）三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（中間案）に対する意見募集の結果について

- 資料1及び資料2に基づき、中間案に対する意見募集の結果、意見及び意見に対する考え方（案）について事務局から説明。
- 意見に対する考え方については、本日の委員からの意見を踏まえ、事務局で修正し、部会長が確認のうえ、確定することとなった。
- 検討結果及び委員からの主な意見は以下のとおり。
  - ・ 「住民の同意書取得を求めている現行制度について、地方自治法上の課題があるとする根拠が不明確」といった県民からの意見を踏まえ、部会として、改めてその課題を確認し、より明確に最終案に記載することとする。
  - ・ 現行制度における同意書の取得義務の継続を求める意見もあるが、新たな合意形成手続は、地方自治法上の課題を解消したうえで、事業計画者と周辺住民等の合意形成過程の透明性を確保するとともに、生活環境保全上のすべての住民意見に配慮を求める制度としており、周辺住民等からの同意書を単に求めることを主要な手続とする現行制度よりも、より望ましい合意形成の手続になるものと考えられる。
  - ・ 新たな合意形成手続においては、周辺住民等に事前に十分な周知が図られることが重要であることから、県民からの意見も踏まえ、「公告・縦覧の方法や説明会開催に関する周知方法」を事前に県が確認することを最終案に追記することとする。
  - ・ 意見に対する考え方については、事務局案の内容で大きな異議はないが、合意形成手続の透明性を確保するという、周辺住民等に情報が行きわたるようにしたうえで意見が出せる機会を条例で確保するという、すべての周辺住民等の意見に配慮を求める制度としていることなど、そうした点を分かりやすく記載した方が良い。また、意見を出している方は、制度が変わることに対して不安を感じていると思うので、不安感に答えるためにも、個々の意見に対してできる限り応答的に回答することが望ましい。

#### （2）三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（最終案）

- 資料3及び資料4に基づき、最終案について事務局から説明。
- 最終案については、本日の委員からの意見を踏まえ、事務局で修正し、部会長が確認のうえ、確定することとなった。

○検討結果及び委員からの主な意見は以下のとおり。

- 現行の合意形成手続に関する地方自治法上の課題については、何故、要綱という形式を改める必要があるのかという点（地方自治法第14条第2項関係）と、現行の要綱の規定は合意形成手続としてこれまで機能してきたため、現行の要綱の規定をそのまま条例化することも考えられるが、何故、現行の要綱の規定は条例化できないのかという点（地方自治法第14条第1項関係）の2つを分けて整理する必要がある。
- 1点目については、地方自治法第14条第2項では、「義務を課し、又は権利を制限するには条例によらなければならない」とされているが、現行制度では、事業計画者に義務を課す内容を条例本則で十分な具体性をもって規定しないまま、要綱において規定しているという点が課題である。2点目については、地方自治法第14条第1項では、「法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」とされているため、要綱で義務付けている同意取得等の手続を条例本則で規定した場合には、事業計画者が使用権を有する土地に産業廃棄物処理施設を設置することの可否について、事実上の判断権を周辺住民等に付与することにつながりうるため、このことが事業計画者の財産権の侵害につながるおそれがあるという点が課題である。
- 事務局の修正案では、地方自治法第14条第2項に関する課題が後半に記載されているが、この課題を先に記載したうえで、地方自治法第14条第1項の課題を後半で記載した方が良い。
- 合意形成手続においては、周辺住民等に事前に十分な周知が図られることが重要であることから、県民からの意見も踏まえ、最終案5ページに「公告・縦覧の方法や説明会開催に関する周知方法」を事前に県が確認することを追記すること及びその記載内容については、事務局の修正案のとおりで異議はない。
- 最終案9ページの「環境影響評価法等の手続の対象となる事業の取扱い」について、環境影響評価制度は制度として合意形成を求めているわけではなく、制度の手続によって結果的に合意形成が促されるものであり、「両制度が求めている合意形成の水準」という表現は、制度自体が合意形成を求めているように誤解を与えるので、記載内容を改めた方が良い。
- 最終案18ページの「土地所有者等への指導」については、不適正な処理の拡大や悪化を防止するため、廃棄物処理法上の義務がない中で土地所有者等に一定の協力を求めるために設ける制度である。そうした考え方のもと、不適正な処理の拡大や悪化の防止のために必要な措置の例示として記載されている「不法投棄廃棄物の撤去」はやや過大な要求となり得ることや、県民の不安感をあおってしまう可能性もあることから、削除した方が良い。

### 3. その他

○資料5に基づき、今後のスケジュール（案）について事務局から説明。